

船橋市立坪井小学校

学校いじめ防止基本方針

令和6年度

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針について

〈基本理念〉

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及びほかの児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止のための対策を行う。

〈いじめの定義〉

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（注1）「一定の人間関係のあるもの」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係のある者を指す。

（注2）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

（注3）インターネットやSNS上の悪口などで、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については適切な対応をする。

（注4）具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

等

〈いじめの禁止〉

- ①児童は、いじめを行ってはならない。
- ②ほかの児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努めるものとする。

〈学校及び職員の責務〉

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが認められる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。また、保護者関係者には、正確に丁寧な説明を心がけ、隠蔽や虚偽の説明を行わないこととする。

2 学校におけるいじめ対策組織について

いじめの防止を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

〈構成員〉校長、教頭、教務部、生徒指導主任、学年主任、学級担任などの必要な教職員

（上記以外で必要に応じて、各学年の生徒指導担当、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等）

〈活 動〉・アンケート調査・分析並びに教育相談に関すること。

- ・いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめに関する問題について、児童の理解を深めるための指導を計画すること。
- ・いじめ事案の対応に関すること。

〈開 催〉月一回行われる生徒指導部会を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

3 いじめの未然防止について

全職員が共通理解のもとで暴力や暴言を排除するよう努め、以下の項目を意識した教育活動を行う。

〈学校全体として意識する項目〉

- ①お互いを認め合うことができる教育活動の充実
- ②生徒指導の機能を生かしたわかりやすい授業の実践
- ③結果ではなく、過程を大切にする指導の実践
- ④道徳教育における生命・人権を大切にする指導の充実
- ⑤児童の自発的な活動を積極的に支援する体制の整備
- ⑥児童自らいじめに関する問題を主体的に考える活動

〈スクールカウンセラーの配置〉

- ・市スクールカウンセラーは毎週木曜日、県スクールカウンセラーは月2回程度水曜日に勤務する。
- ・必要に応じて児童面談、保護者面談、職員面談を行う環境を整え、積極的に活用するものとする。

〈教職員として意識する項目〉

- ・いじめを受けたり、発見したりした場合は、すぐに大人に相談することを指導する。
- ・全職員がいじめの相談、通報窓口になることを自覚する。
- ・朝の時間、休み時間、放課後の時間の様子に目を配る。
- ・気になる児童には、こまめに声をかける。
- ・教室環境を整えるように配慮をする。
- ・学校生活全般にわたり、適切な言葉遣いを心がける。

〈アンケート調査や教育相談の活用〉

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対し、6月、11月、2月に定期的な調査を行い、状況を把握して対策をする。その際、インターネット上でのいじめについての質問項目を設けることとする。
- ・5月個人面談（希望者のみ）、冬季個人面談（希望者のみ）、教育相談日を有効に活用する。
- ・教育相談日以外にも、児童や保護者が希望する場合は、即時面談できる体制を整えておく。
- ・「いじめ早期発見に関する取り組み」及び、「いじめの再発を防止するための取り組み」の2点を学校評価の項目に入れ、適正に自校の取り組みを評価する。

4 いじめに対する処置について

いじめを発見した場合は、以下の項目を意識して適切かつ迅速に対処する。

〈組織的な対応〉

- ・発見者は「いじめ対策委員会」に必ず報告する。
- ・対応チームを編成し、一人ではなく可能な限り、複数の職員で対応にあたる。
- ・場合によっては、スクールカウンセラーなど、専門家と協働した情報収集体制を構築する。
- ・いじめを受けた児童が、安心して教育を受けるために必要があると認められた時は、一定期間、別室等において学習できる環境を整えるなどの措置を講じる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署（船橋東警察署）等と連携して対処する。

〈対応の流れ〉

- ・情報を整理し、事実を確認する。（いじめの態様・関係者・被害児童・加害児童等）
- ・対応の方針を決定する。（緊急度・指導上の留意点の確認）
- ・役割分担をし、対応する。（被害児童への聴取と支援・加害児童への聴取と指導・保護者への連絡）

〈聴取で意識する項目〉

- ・聴取内容に食い違いがないか、確認をしながら対応を進める。
- ・状況に応じて人目につかない場所や時間帯について配慮する。
- ・話しやすい場所、安心して話ができる場所について配慮する。
- ・情報提供者に報復等が起きないように配慮をする。
- ・可能な限り複数で聴取し、相互の食い違いが出ないようにする。

〈児童への指導で意識する項目〉

（１）被害児童への支援

- ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、良さや優れているところを認め励ます。
- ・加害児童との今後の付き合い方などをアドバイスする。
- ・今後また同じようなことがあったら相談するように伝える。

（２）加害児童への指導

- ・被害児童の痛みに気づかせ、自分が加害者である自覚を持たせる。
- ・いじめは決して許される行為ではないことを理解させる。
- ・いじめに至った心情を振り返らせながら、今後の行動について考えさせる。

（３）観衆と傍観者への指導

- ・いじめの事実を伝えることは、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- ・被害児童は観衆や傍観者の態度をどのように思っていたのかを考えさせる。
- ・観衆や傍観者もいじめの当事者になることを伝え、受け止めさせる。

〈保護者への連絡で意識する項目〉

（１）被害児童の保護者

- ・保護者との連絡を密に行い、事実を正確に伝える。
- ・対応の方針や今後の支援について具体的に話す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、児童の様子について情報を得る。

（２）加害児童の保護者

- ・事情聴取後、連絡を行い、事実を正確に伝える。
- ・被害児童の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。

5 重大事態への対処

※重大事態＝いじめにより、

- ①児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1) 事実の認知後、学校は速やかに報告する。

発見者→(担任→学年主任→(生徒指導主任)→教務部→教頭)→校長→指導課→教育長→市長
※「→」は順序を示しているが、緊急時には臨機応変に対応する場合がある。

(2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

(3) 上記(2)の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 その他

(1) 本校の学校いじめ防止基本方針は、学校評価・職員内評価から、年一回改訂会議を持つこととする。

(2) 本校の学校いじめ防止基本方針は、本校のホームページ上で閲覧できるようにする。